貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和２年９月)

９月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社トレジャーアイランド（法人番号４４３０００１０３９２４７）　代表者田島幸寿	北海道北広島市大曲光４丁目１３番地１５	株式会社トレジャーアイランド営業所	北海道空知郡南幌町南８線西８	R2.9.14	輸送施設の使用停止（１０日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項　他４件	令和２年７月１４日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。５件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条第４項）、（２）点呼の記録事項義務違反（安全規則第７条第５項）、（３）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第９条の５第１項）、（４）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第１０条第１項）、（５）報告義務違反（貨物自動車運送事業法第６０条第１項）	1	1
2	株式会社七美（法人番号６４３０００１０５８３０３）　代表者七海和彦	北海道札幌市手稲区前田１０条１１丁目１番７号新川ビル２０５号	本社営業所	北海道札幌市手稲区前田１０条１１丁目１番７号新川ビル２０５号	R2.9.14	輸送施設の使用停止（１０日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第９条　他５件	令和２年７月２１日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。６件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条第４項）、（２）乗務等の記録事項義務違反（安全規則第８条）、（３）運行記録計による記録義務違反（安全規則第９条）、（４）運行指示書の作成、指示又は携行義務違反（安全規則第９条の３第１項から３項）、（５）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第９条の５第１項）、（６）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第１０条第１項）	1	1
	以下余白									